

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則（平成20年規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則 平成20年3月25日規則第19号</p>	<p>○高知県助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け条例施行規則 平成20年3月25日規則第19号</p>
<p>高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則をここに公布する。</p>	<p>高知県助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け条例施行規則をここに公布する。</p>
<p>高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>高知県助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、高知県助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(奨学金の貸付けの申請)</p>	<p>(奨学金の貸付けの申請)</p>
<p>第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による助産師確保対策奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該助産師確保対策奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。</p>	<p>第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。</p>
<p>(1) 身上調書（別記第2号様式） (2) 戸籍抄本 (3) 誓約書（別記第3号様式） (4) 条例第2条第1項第1号に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している申請者にあつては当該養成施設の在学証明書及び助産師課程を履修していることを証明する書類、同条第2号の都道府県知事の指定した助産師養成所に在学している申請者</p>	<p>(1) 身上調書（別記第2号様式） (2) 戸籍抄本 (3) 誓約書（別記第3号様式） (4) 条例第2条第1項第1号に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している申請者にあつては当該養成施設の在学証明書及び助産師課程を履修していることを証明する書類、同条第2号の都道府県知事の指定した助産師養成所に在学している申請者</p>

改正後	改正前
<p>にあつては当該養成施設の在学証明書</p> <p>(5) 養成施設の長（養成施設が大学であるときにあつては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。）の推薦書</p> <p>(6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書</p> <p>(7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類</p> <p>2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の助産師確保対策奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。</p> <p>3 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p> <p>（奨学金の貸付けの決定等の通知）</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の規定による助産師確保対策奨学金貸付け申請書を受理したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者にあつては別記第4号様式による助産師確保対策奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者にあつては別記第5号様式による助産師確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書により、当該申請者及び同項第5号に掲げる推薦書を提出した養成施設の長にその旨を通知するものとする。</p> <p>（奨学金の貸付けの時期等）</p> <p>第5条 奨学金の貸付けは、半年分ごととし、5月（新たに奨学金を貸し付ける年にあつては、6月）及び10月に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第7条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）</p>	<p>にあつては当該養成施設の在学証明書</p> <p>(5) 養成施設の長（養成施設が大学であるときにあつては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。）の推薦書</p> <p>(6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書</p> <p>(7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類</p> <p>2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。</p> <p>3 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p> <p>（奨学金の貸付けの決定等の通知）</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の規定による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け申請書を受理したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者にあつては別記第4号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者にあつては別記第5号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書により、当該申請者及び同項第5号に掲げる推薦書を提出した養成施設の長にその旨を通知するものとする。</p> <p>（奨学金の貸付けの時期）</p> <p>第5条 奨学金の貸付けは、半年分ごととし、5月（新たに奨学金を貸し付ける年にあつては、6月）及び10月に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第7条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）</p>
<p>は、知事が別に定めるところにより、貸付金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>は、4月30日（新たに奨学金の貸付けを受ける年にあつては、知事が別に定める日）及び9月30日（新たに奨学金の貸付けを受ける年（6月に奨学金の貸付けを受けたときを除く。）にあつては、知事が別に定める日）までに別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めると</p>

改正後	改正前
<p>(奨学金の貸付けの一時停止の通知)</p> <p>第8条 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するとき、別記第9号様式による助産師確保対策奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の貸付けの再開の手續)</p> <p>第9条 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による助産師確保対策奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助産師確保対策奨学金再開申請書を受理した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による助産師確保対策奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の貸付けの辞退)</p> <p>第10条 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による助産師確保対策奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。</p> <p>(奨学金の貸付けの取消しの通知)</p> <p>第11条 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消すときは、別記第13号様式による助産師確保対策奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の分割償還の承認手續)</p> <p>第12条 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による助産師確保対策奨学</p>	<p><del>きは、この限りでない。</del></p> <p>(奨学金の貸付けの一時停止の通知)</p> <p>第8条 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するとき、別記第9号様式による助産師緊急確保対策奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の貸付けの再開の手續)</p> <p>第9条 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による助産師緊急確保対策奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金再開申請書を受理した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による助産師緊急確保対策奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の貸付けの辞退)</p> <p>第10条 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による助産師緊急確保対策奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。</p> <p>(奨学金の貸付けの取消しの通知)</p> <p>第11条 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消すときは、別記第13号様式による助産師緊急確保対策奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>(奨学金の分割償還の承認手續)</p> <p>第12条 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。</p> <p>2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による助産師緊急確保対策</p>

改正後	改正前
<p>金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による助産師確保対策奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による助産師確保対策奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。</p> <p>5 知事は、<u>条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させることを承認した場合において、その償還をしている期間中に同条第3項の規定により利息を付し、又は利息を付さないこととなったときは、その都度、前項の規定による毎月の償還額を算定し、当該借受者に通知するものとする。</u>  <u>(利息の利率)</u></p> <p>第12条の2 <u>条例第7条第3項の知事が定める割合は、年3.0パーセントとする。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、利息を付さないことができる。</u>  <u>(奨学金の償還の猶予の承認手続)</u></p> <p>第13条 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による助産師確保対策奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助産師確保対策奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による助産師確保対策奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。  <u>(奨学金の償還の免除の承認手続)</u></p> <p>第14条 条例第9条第1項第1号の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期</p>	<p>奨学金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。</p> <p>4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。</p> <p>(新設)</p> <p>(奨学金の償還の猶予の承認手続)</p> <p>第13条 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。  <u>(奨学金の償還の免除の承認手続)</u></p> <p>第14条 条例第9条第1項第1号の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期</p>

改正後	改正前
<p>間は、月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあつてはこれを1月とし、15日以下のときにあつてはこれを切り捨てるものとする。この場合において、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、それぞれ区分して期間を算定するものとし、当該算定した期間を合算するものとする。</p>	<p>間は、月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあつてはこれを1月とし、15日以下のときにあつてはこれを切り捨てるものとする。この場合において、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、それぞれ区分して期間を算定するものとし、当該算定した期間を合算するものとする。</p>
<p>2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による助産師確保対策奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間（知事が特に認めるときにあつては、当該借受者の意思によらないで助産師の業務以外の業務に従事した期間を含む。次項において同じ。）が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。同項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項前段の規定を準用するものとし、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、区分しないものとする。</p>	<p>3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間（知事が特に認めるときにあつては、当該借受者の意思によらないで助産師の業務以外の業務に従事した期間を含む。次項において同じ。）が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。同項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項前段の規定を準用するものとし、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、区分しないものとする。</p>
<p>4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の4倍に相当する期間で除したものに当該借受者に</p>	<p>4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の4倍に相当する期間で除したものに当該借受者に</p>

改正後	改正前
<p>貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。この場合における当該県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用し、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間にあっては、当該期間を区分して算定した上で、当該算定した期間に3分の4を乗じて合算するものとする。</p> <p>5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。</p> <p>6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による助産師確保対策奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による助産師確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 知事は、第2項の規定による助産師確保対策奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による助産師確保対策奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による助産師確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による助産師確保対策奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。</p> <p>（就業状況等の届出）</p> <p>第15条 借受者は、県内指定医療機関において助産師の業務に従事するときは、別記第22号様式による助産師業務従事届に当該県内指定</p>	<p>貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。この場合における当該県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用し、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間にあっては、当該期間を区分して算定した上で、当該算定した期間に3分の4を乗じて合算するものとする。</p> <p>5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。</p> <p>6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>8 知事は、第2項の規定による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による助産師<u>緊急</u>確保対策奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。</p> <p>（就業状況等の届出）</p> <p>第15条 借受者は、県内指定医療機関において助産師の業務に従事するときは、別記第22号様式による助産師業務従事届に当該県内指定</p>

改正後	改正前
<p>医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。助産師の業務に従事する県内指定医療機関を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 借受者は、奨学金（<u>条例第7条第3項の規定により付される利息を含む。</u>）の償還が完了するまでの間、<u>次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに別記第23号様式による助産師業務退職等届を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 奨学金の償還をしている期間中に助産師の業務に従事している県内の医療機関（<u>条例第7条第3項ただし書に規定する医療機関をいう。次号において同じ。</u>）を変更したとき。</u></p> <p><u>(3) 奨学金の償還をしている期間中に県内の医療機関において助産師の業務に従事しなくなったとき又は助産師の業務に従事することを再開したとき。</u></p> <p><u>(4) 退職その他の理由により県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったとき。</u></p>	<p>医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。助産師の業務に従事する県内指定医療機関を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 借受者は、奨学金の償還が完了するまでの間、<u>退職、県外への転出その他の理由により県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったときは、直ちに別記第23号様式による助産師業務退職等届を知事に提出しなければならない。</u></p>

改正後

改正前

別記  
第1号様式（第3条関係）

別記  
第1号様式（第3条関係）

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話番号

親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名  
電話番号

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話番号

親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金貸付け申請書

高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたので、次のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

助産師~~緊急~~確保対策奨学金貸付け申請書

高知県助産師~~緊急~~確保対策奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたので、次のとおり高知県助産師~~緊急~~確保対策奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸付け申請額	月額 円		
貸付け申請期間	年 月 年 月		
ふりがな	生年月日	年 月 日	
氏名			
本籍			
現住所			
在学する養成施設	名称	所在地	
入学年月日	年 月 日 (助産師課程の履修開始 年 月)		
卒業予定年月	年 月		

貸付け申請額	月額 円		
貸付け申請期間	年 月 年 月		
ふりがな	生年月日	年 月 日	
氏名			
本籍			
現住所			
在学する養成施設	名称	所在地	
入学年月日	年 月 日 (助産師課程の履修開始 年 月)		
卒業予定年月	年 月		

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。  
年 月 日

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。  
年 月 日

連帯保証人 本籍  
住所  
氏名  
電話番号

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。  
3 この申請書には、身上調査書（別記第2号様式）、戸籍抄本、誓約書（別記第3号様式）、在学する養成施設の在学証明書（大学等で助産師課程を履修しているときは、在学証明書及び助産師課程の履修を証明する書類）、在学する養成施設の長（大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。  
3 この申請書には、身上調査書（別記第2号様式）、戸籍抄本、誓約書（別記第3号様式）、在学する養成施設の在学証明書（大学等で助産師課程を履修しているときは、在学証明書及び助産師課程の履修を証明する書類）、在学する養成施設の長（大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

改正後

改正前

第3号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞

誓約書

私は、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関において助産師の業務に従事することを誓約します。

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 ㊞

誓約書

私は、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関において助産師の業務に従事することを誓約します。

改正後

改正前

第4号様式（第4条関係）

(その1)

第 年 月 日

住所 氏名 様

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

第4号様式（第4条関係）

(その1)

第 年 月 日

住所 氏名 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

改正後

改正前

(その2)

第 号  
年 月 日

長 様

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

(その2)

第 号  
年 月 日

長 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名
- 2 奨学金を貸し付ける金額 月額 円
- 3 奨学金を貸し付ける期間 年 月から 年 月まで

改正後	改正前
<p>第5号様式（第4条関係） （その1）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">助産師確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。</p>	<p>第5号様式（第4条関係） （その1）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">助産師緊急確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書</p> <p>年 月 日付で申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。</p>

改正後

(その2)

第 号  
年 月 日

長 様

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の者に対する奨学金の貸付けについては、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

奨学金を貸し付けないことに決定した者の氏名

改正前

(その2)

第 号  
年 月 日

長 様

高知県知事 印

助産師緊急確保対策奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の者に対する奨学金の貸付けについては、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないことに決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

奨学金を貸し付けないことに決定した者の氏名

改正後

第6号様式 削除

改正前

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

請求書

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 円

ただし、年 月から 年 月までの奨学金として

振込先	
金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

改正後

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号  
親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名  
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 変更した連帯保証人  
住所  
氏名

2 連帯保証人を変更した理由

3 新たな連帯保証人

借受者との関係	ふりがな	生年月日	職業	年収	資産
	氏名				

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
2 この報告書には、保証書（別記第8号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

改正前

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号  
親権者又は未成年後見人  
住所  
氏名  
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 変更した連帯保証人  
住所  
氏名

2 連帯保証人を変更した理由

3 新たな連帯保証人

借受者との関係	ふりがな	生年月日	職業	年収	資産
	氏名				

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。  
2 この報告書には、保証書（別記第8号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

改正後

改正前

第8号様式（第6条関係）

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

新たに連帯保証人となる者

本籍  
住所  
氏名  
電話番号

本籍  
住所  
氏名  
電話番号

保証書

保証書

借受者住所 氏名 は、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

借受者住所 氏名 は、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

改正後

改正前

第9号様式（第8条関係）

第9号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金一時停止通知書

助産師緊急確保対策奨学金一時停止通知書

下記の理由により、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第4条の規定に基づき、  
年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します（一時停止しました）ので、高知県助産師  
確保対策奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により通知します。

下記の理由により、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第4条の規定に基づき、  
年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します（一時停止しました）ので、高知県助  
産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

記

一時停止の理由

一時停止の理由

改正後

改正前

第10号様式（第9条関係）

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号 ④

助産師確保対策奨学金再開申請書

助産師緊急確保対策奨学金再開申請書

下記のとおり復学し（長期にわたる欠席をやめ）、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

下記のとおり復学し（長期にわたる欠席をやめ）、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

記

記

- 1 養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

- 1 養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

注 負傷又は疾病のため養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

注 負傷又は疾病のため養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

改正後

改正前

第11号様式（第9条関係）

第11号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金再開決定通知書

助産師緊急確保対策奨学金再開決定通知書

高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第5条の規定に基づき、 年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第5条の規定に基づき、 年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

改正後

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

記

1 辞退年月日 年 月 日（ 年 月分から）

2 辞退する理由

改正前

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

助産師緊急確保対策奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

記

1 辞退年月日 年 月 日（ 年 月分から）

2 辞退する理由

改正後

改正前

第13号様式（第11条関係）

第13号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金取消し通知書

助産師緊急確保対策奨学金取消し通知書

下記の理由により、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第6条の規定に基づき、  
年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します（取り消しました）ので、高知県助産師確保対  
策奨学金貸付条例施行規則第11条の規定により通知します。

下記の理由により、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第6条の規定に基づき、  
年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します（取り消しました）ので、高知県助産師緊  
急確保対策奨学金貸付条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

記

取消しの理由

取消しの理由

改正後

改正前

第14号様式（第12条関係）

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号

⑩

助産師確保対策奨学金分割償還承認申請書

助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認申請書

下記のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割償還を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第12条第2項の規定により申請します。

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割償還を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第12条第2項の規定により申請します。

記

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 奨学金の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 奨学金の分割償還を申請する理由

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 奨学金を償還すべき年月日 年 月 日
- 4 奨学金の分割償還をする予定期間 年 月から 年 月まで
- 5 奨学金の分割償還を申請する理由

改正後

改正前

第15号様式（第12条関係）

第15号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金分割償還承認通知書

助産師緊急確保対策奨学金分割償還承認通知書

高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

記

記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

改正後

改正前

第16号様式（第13条関係）

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金償還猶予承認申請書

助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第13条第1項の規定により申請します。

記

記

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

3 奨学金の償還の猶予をする予定期間  
年 月 日から 年 月 日まで

3 奨学金の償還の猶予をする予定期間  
年 月 日から 年 月 日まで

4 奨学金の償還の猶予を申請する理由

4 奨学金の償還の猶予を申請する理由

改正後

改正前

第17号様式（第13条関係）

第17号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金償還猶予承認通知書

助産師緊急確保対策奨学金償還猶予承認通知書

高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第8条の規定により、 年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第8条の規定により、 年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

改正後

改正前

第18号様式（第14条関係）

第18号様式（第14条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金償還免除承認申請書

助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第2項の規定により申請します。

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第2項の規定により申請します。

記

記

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

3 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等  
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )  
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )

3 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等  
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )  
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )

4 奨学金の償還の免除を申請する理由

4 奨学金の償還の免除を申請する理由

改正後

改正前

第19号様式（第14条関係）

第19号様式（第14条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金償還一部免除承認申請書

助産師緊急確保対策奨学金償還一部免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第6項の規定により申請します。

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第6項の規定により申請します。

記

記

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

3 奨学金の一部の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等  
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )  
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )

3 奨学金の一部の償還の免除の要件となる県内指定医療機関において助産師の業務に従事した期間等  
(1) 年 月 日から 年 月 日まで ( )  
(2) 年 月 日から 年 月 日まで ( )

4 奨学金の一部の償還の免除を申請する理由

4 奨学金の一部の償還の免除を申請する理由

改正後

改正前

第20号様式（第14条関係）

第20号様式（第14条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者その他の者  
住所  
氏名  
電話番号

借受者その他の者  
住所  
氏名  
電話番号

助産師確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書

助産師緊急確保対策奨学金償還（一部）免除承認申請書

下記のとおり高知県助産師確保対策奨学金貸付条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の（一部の）償還の免除を希望するので、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則第14条第7項の規定により申請します。

下記のとおり高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の（一部の）償還の免除を希望するので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第14条第7項の規定により申請します。

記

記

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 償還済みの奨学金の額 円
- 4 未償還の奨学金の額 円
- 5 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由

- 1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸付けを受けた奨学金の額 円
- 3 償還済みの奨学金の額 円
- 4 未償還の奨学金の額 円
- 5 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由

注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。  
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。  
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

改正後

改正前

第21号様式（第14条関係）

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

住所  
氏名 様

住所  
氏名 様

高知県知事 印

高知県知事 印

助産師確保対策奨学金償還免除承認通知書

助産師緊急確保対策奨学金償還免除承認通知書

高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第8項の規定により通知します。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第14条第8項の規定により通知します。

記

記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還済みの奨学金の額 円
- 3 未償還の奨学金の額 円
- 4 償還を免除する奨学金の額 円

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還済みの奨学金の額 円
- 3 未償還の奨学金の額 円
- 4 償還を免除する奨学金の額 円

改正後

改正前

第22号様式（第15条関係）

第22号様式（第15条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号

Ⓔ

助産師業務従事届

助産師業務従事届

下記のとおり助産師の業務に従事することになりましたので、高知県助産師確保対策奨学金貸付条例施行規則第15条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

下記のとおり助産師の業務に従事することになりましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例施行規則第15条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

記

- 1 助産師の業務に従事する県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 従事する県内指定医療機関内の部署
- 3 助産師の業務に従事する期間  
年 月 日から 年 月 日まで

- 1 助産師の業務に従事する県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 従事する県内指定医療機関内の部署
- 3 助産師の業務に従事する期間  
年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、助産師の業務に従事する県内指定医療機関の長の証明書を添えてください。

注 この届けには、助産師の業務に従事する県内指定医療機関の長の証明書を添えてください。

改正後

改正前

第23号様式（第15条関係）

第23号様式（第15条関係）

年 月 日

年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

借受者 住所  
氏名  
電話番号

借受者 住所  
氏名  
電話番号 ㊟

助産師業務退職等届

助産師業務退職等届

高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

下記のとおり県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなりましたので、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

届出の事実	1 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなった。 2 奨学金の償還をしている期間中に助産師の業務に従事している県内の医療機関を変更した。 3 奨学金の償還をしている期間中に県内の医療機関において助産師の業務に従事しなくなった。 4 奨学金の償還をしている期間中に県内の医療機関において助産師の業務に従事することを再開した。 5 退職その他の理由により県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなった。
医療機関の名称及び所在地	
事実発生日	年 月 日
届出の理由	

記

- 1 助産師の業務に従事していた県内指定医療機関の名称及び所在地
- 2 助産師の業務に従事しなくなった年月日  
年 月 日
- 3 助産師の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実を記入してください。）

- 注 1 「届出の事実」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 「医療機関の名称及び所在地」欄は、助産師の業務に従事していた県内指定医療機関若しくは県内の医療機関（高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例第7条第3項ただし書に規定する医療機関をいいます。以下同じ。）又は助産師の業務に従事することを再開した医療機関の名称及び所在地を記入してください。また、「届出の事実」欄の2に該当する場合は、助産師の業務に従事する医療機関の名称及び所在地も併せて記入してください。
- 3 「事実発生日」欄は、助産師の業務に従事しなくなった年月日、助産師の業務に従事している医療機関を変更した年月日又は助産師の業務に従事することを再開した年月日を記入してください。
- 4 「届出の理由」欄は、助産師の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実）、助産師の業務に従事している医療機関を変更した理由又は助産師の業務に従事することを再開した理由を記入してください。